

私は高校の人権委員会で、知的障害者更生施設「道前育成園」を訪問したとき、知的障害者の方どのようなように接しているのか分からず、少し戸惑いました。しかし、実際に話をしてみると、明るくて楽しい人たちがばかりでした。園の方に、外出したとき一番困ることはどんなことか聞いてみると、買い物して、お金を払うときだと話してくれました。私たちが普段何気なくしていることでも、園の人たちにとっては大変な作業であることを知りました。普段の仕事は、割り箸の袋詰めや、クッキーを作って、学校の文化祭や、店で売っているそうです。他にも色紙の検品、袋詰め等もしていることが分かりました。私も園の人たちが作ってくれたクッキーやパウンドケーキをいただきました。どちらもとてもおいしかったです。

また、園では地域の人たちとの関わりの中で生活していくために、タクシーを使っての夕食、調理実習、地域の市民運動会や、レクバレー大会参加のため毎週地域の練習に出かけるなど、積極的に関わっています。私は人権委員会の活動で、知的障害者の人たちとふれ合うことが出来たけれど、もっと多くの人がふれ合う機会をもっと、お互いに理解し合えばいいと思います。それから、園の職員の人たちが実話をもとに作成した紙芝居を見せてくれました。同じマンションに住んでいた二組の夫婦の赤ちゃんの物語で、一方の子どもが順調に成長していないことに気付き、病院でその子が知的障害をもっていることが分かりました。そして、小学校に入る時、地域の学校か、養護学校に入るか迷ったが、結局養護学校に決めたという話です。紙芝居の絵は、たくさんのひまわりに囲まれて笑っている絵でした。私はそのとても優しく、温かい絵が忘れられません。

私はこの紙芝居の子どものように生まれながらにハンデイを持っていても、社会全体で協力し合って、明るく暮らせるような社会になるよう私たちみんなで努力していきたいです。

ありがとうございました

次の方々からご好意、ご寄付等をいただきました。厚くお礼申し上げます。

(順不同 敬称略)

■まごころ銀行へ

▽山内静夫(旦之上)、▽砂田宏司(三津屋南)、▽近藤貞雄(旦之上)、▽青野幸雄(吉田)、▽十亀興美(西田)、▽小坂孝(丹原町石経)、▽葵歌謡愛好会、▽黒住教婦人会周布教会所、▽丹原地区愛護班連絡協議会、▽ボーイスカウト西条地区丹原第1団

■老人ホーム明水荘へ

▽生け花指導 稲住育子(下島山甲)、▽散髪 伊藤泰博(明神木)、▽新聞 芥川秀人(神拝甲)、▽押し花指導 佐藤ミヨ・秋月理作子(大町)、長瀬 皋(中野甲)

■老人ホーム石燧園へ

▽フラワーアレンジメント 丹原町商工会女性部

■特別養護老人ホーム道前荘へ

▽フラワーアレンジメント 丹原町商工会女性部、▽喫茶・カレンダー作り コープえひめ福祉グループ、▽民謡・童謡 しらさぎ



平成21年5月までに 裁判員制度がはじまります!

裁判員制度

ここからはじまる! 裁判員制度 Q & A

Q: 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか?

A: 裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」については、裁判官が丁寧に説明することになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めますので、裁判員となる皆さんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。

さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q: どのような事件について、裁判員が参加するのですか?

A: 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- ⑦ 子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

詳しくは… 松山地方裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>